

仙台市高齢者保健福祉計画

・介護保険事業計画

のあらまし

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



目次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨と位置づけ | 1 |
| 第2章 | 高齢者を取り巻く現状と課題 | 1 |
| 第3章 | 基本目標・施策の体系 | 3 |
| 第4章 | 高齢者保健福祉施策の推進 | 4 |
| 第5章 | 介護保険対象サービスの見込量 | 8 |
| 第6章 | 介護保険事業の円滑な運営に関する方策 | 10 |
| 第7章 | 介護保険事業に係る費用の見込み | 11 |

仙台市

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、令和7(2025)年には団塊の世代が全員75歳に達し、本市においては、令和27(2045)年頃に高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

こうした中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現が求められており、本市では、平成30年3月に、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としながら、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本市では、令和3年3月に「仙台市基本計画」を定め、「**挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI ～**」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など4つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画の期間

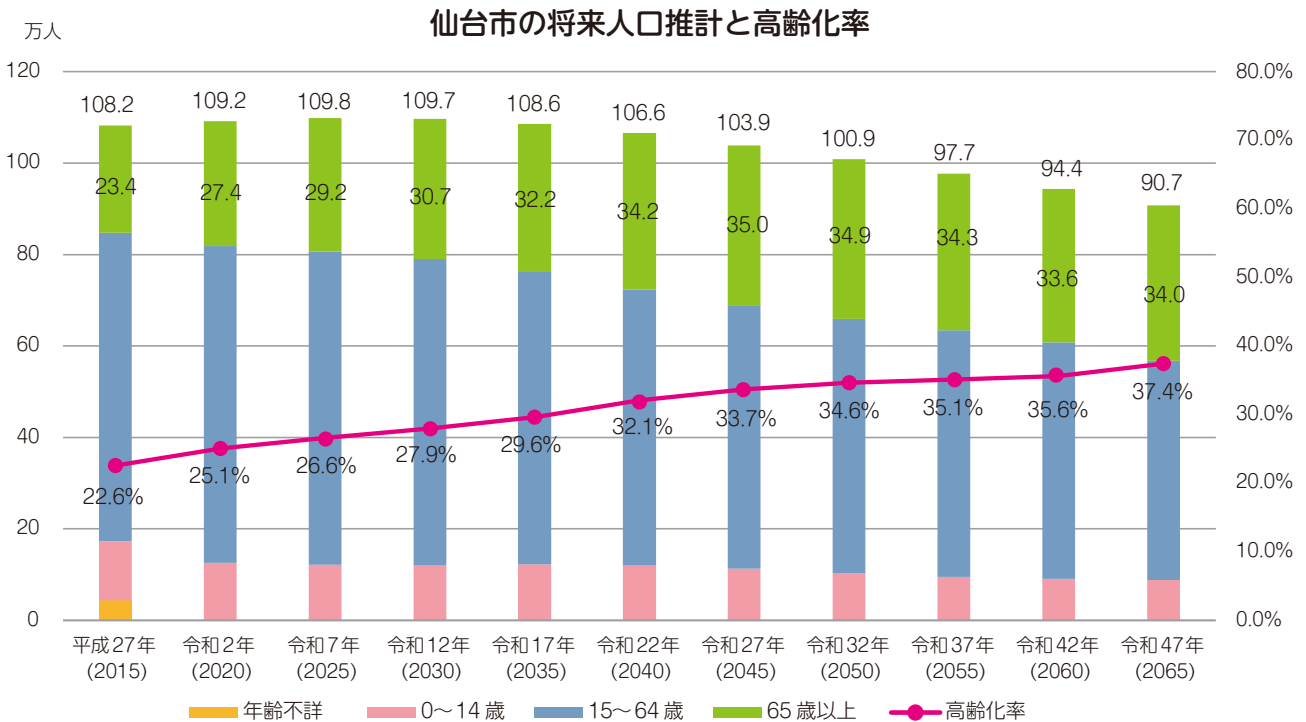
計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で、介護保険事業計画としては第8期となります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢化の一層の進展

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成27年10月1日現在で約23万4千人でしたが、団塊の世代全員が75歳以上に達する令和7(2025)年には、約29万2千人、また、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達する令和22(2040)年には、約34万2千人と上昇を続け、令和27(2045)年頃にピークを迎える見込みです。

また、本市の高齢化率は全国平均を下回っているものの、年々上昇を続け、令和22(2040)年には30%を超え、高齢者人口がピークを迎えた後も引き続き上昇傾向が続く見込みです。



※平成27年は国勢調査結果(高齢化率は年齢不詳を除いて算出)、令和2年以降は仙台市まちづくり政策局資料(令和2年10月1日時点の推計人口をもとに独自推計)より作成

2 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等

(1) 前計画の課題

高齢者を取り巻く現状と前計画の実績を踏まえた課題は、以下のとおりです。

- ①健康寿命の延伸及び介護予防・健康づくりに向けた取り組みの強化
- ②生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備
- ③自立した生活を続けるための多様なニーズに応じたサービスの提供
- ④地域のつながりの強化・支え合いの体制の強化
- ⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥効果的な介護サービス基盤の整備
- ⑦多様な介護人材の確保と働きやすい環境づくり

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

「地域共生社会」は、国が掲げる今後の福祉改革を貫く理念であり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制の整備が求められておりますが、これは、前計画を踏まえた今後の課題にも通じるものであり、本計画では、以下の視点を踏まえた高齢者福祉施策の推進に取り組めます。

- 相談支援
- 参加支援(つながりや参加の支援)
- 地域づくりに向けた支援

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年には、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や「新しい生活様式」を踏まえた行動の変化などにより、市民生活や地域経済に大きな影響がもたらされました。感染症の収束が見通せない中、引き続き感染防止を図りながら、高齢者の健康維持・介護予防、地域における在宅支援サービスの提供や支え合い活動を継続するとともに、高齢者福祉施設などにおける感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

第3章 基本目標・施策の体系

1 基本目標

高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

施策の体系

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題を踏まえ、基本目標の実現に向け、次の「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を設定し、取り組んでいきます。

【方向1】 健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

施策1 ▶ 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

施策2 ▶ 高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

【方向2】 共に支え合い安心して暮らし続けるために

施策3 ▶ 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

施策4 ▶ 地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

施策5 ▶ 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

【方向3】 介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

施策6 ▶ 効果的な介護サービス基盤の整備

施策7 ▶ 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

【方向1】 健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

施策1 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

高齢になってもできるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防に自主的に取り組むことができる身近な通いの場などの環境の整備や活動の支援に加えて、適度な運動や生活習慣病の対策などを踏まえた健康づくりを介護予防と保健事業の一体的な実施により推進します。

(1) 介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備

- ①一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み
 - (ア) からだの健康づくり
 - (イ) こころの健康づくり
- ②地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

(2) スポーツ活動への支援

施策2 高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

高齢者が、知識や経験、能力を生かし、あるいは、知識や経験などの有無に関わらず、元気に活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、ボランティア活動、地域活動等への支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取り組みを進めます。

(1) 多彩な生涯学習の展開

- ①学習機会の提供
- ②文化活動への支援

(2) 社会参加活動の推進

【方向2】 共に支え合い安心して暮らし続けるために

施策3 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

日常生活上の支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の力も活用した多様な生活支援サービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取り組みを進めます。また、高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、適切な住まいと住まい方を選択できるよう、居住環境の整備に取り組めます。

(1) 暮らしを支える多様な支援

- ①相談・支援体制の整備
- ②日常生活を支援するサービスの提供
- ③介護家族への支援

(2) 安心できる暮らしの確保

- ①災害対応力の強化
- ②消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ①高齢者虐待の防止
- ②高齢者の権利擁護

(4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり

- ①多様な居住環境の整備
- ②住まいの選択・確保の支援

施策4 地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

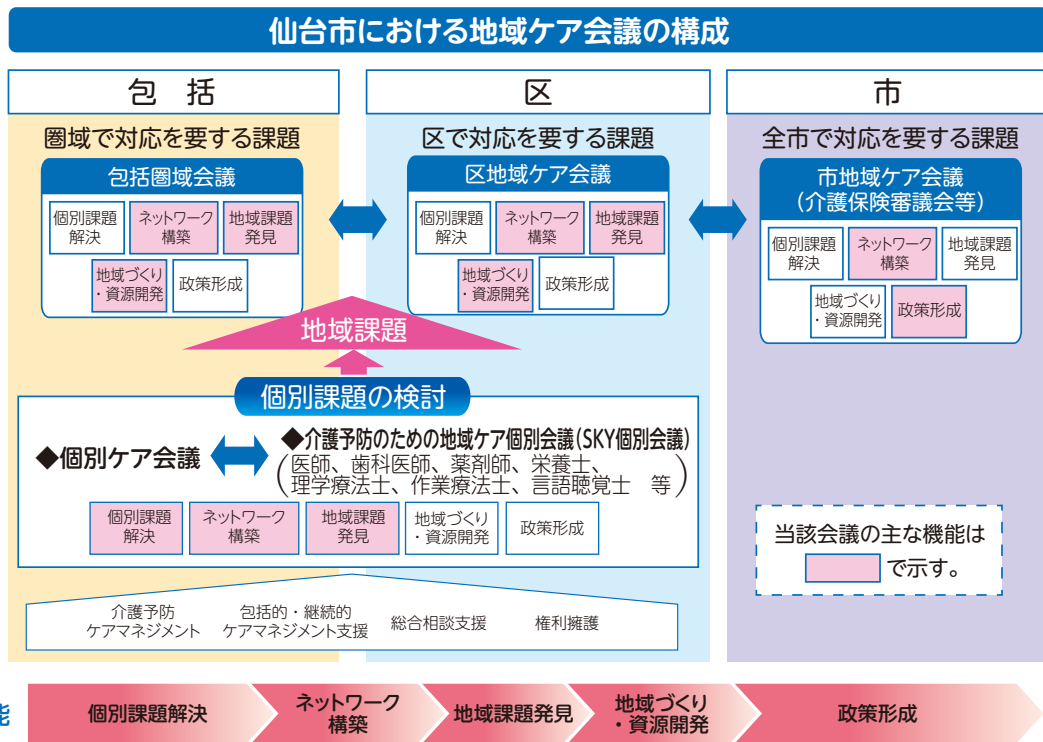
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりに引き続き取り組み、地域の住民や活動団体等による見守り活動の充実に向けた支援を進めます。また、地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護をはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図り、関係する全ての人々が「我が事」として「丸ごと」つながることで暮らしを支えることのできる地域ネットワークづくりを推進します。

(1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

- ① 地域の見守りに関する啓発等と担い手の育成
- ② 地域の見守りの体制整備と活動に対する支援の充実
 - (ア) 地域で高齢者を見守る体制づくり
 - (イ) 地域見守り活動に対する支援の充実

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

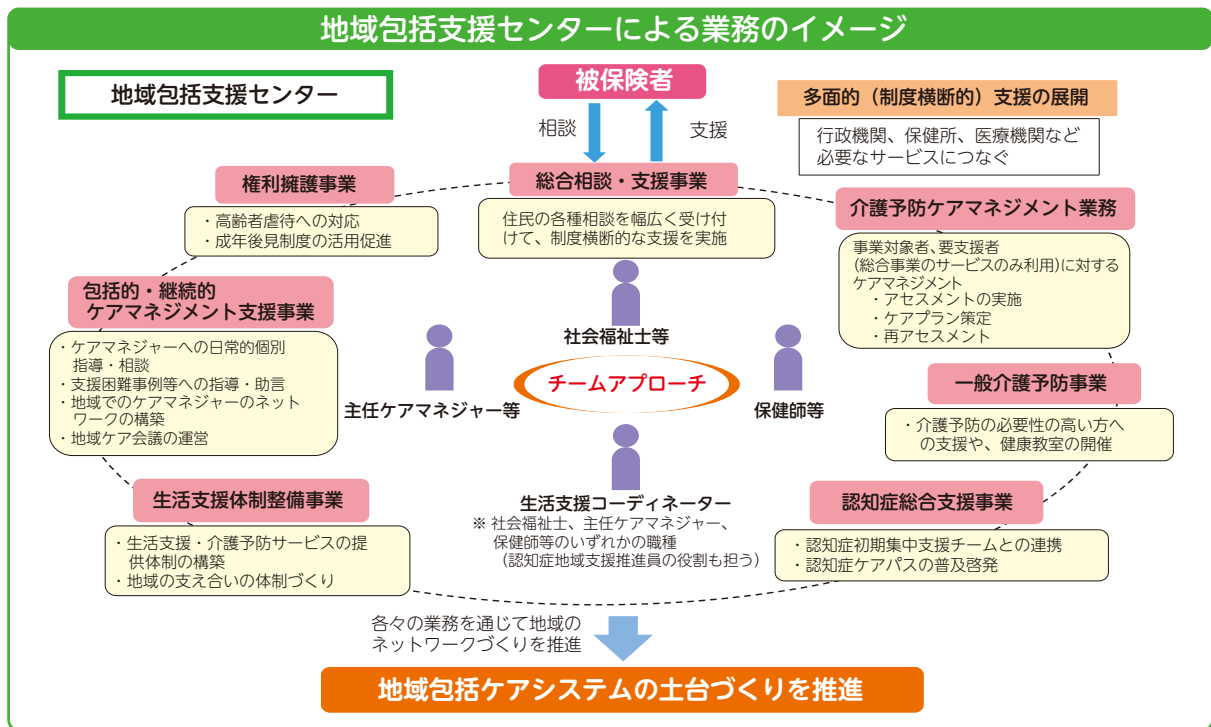
- ① 地域ケア会議を通じた連携強化



- ② 在宅医療・介護連携の強化
 - (ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有
 - (イ) 多職種連携に向けた支援の充実
 - (ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施
 - (エ) 市民への情報提供・啓発

(3) 地域包括支援センターによる支援の充実

- ① 地域包括支援センターの取り組みの推進
- ② 地域包括支援センターへの支援の充実



施策5 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍できる場や機会をつくる取り組みを推進するなど、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を柱として、認知症施策を推進します。

(1) 認知症への理解の促進と本人からの発信への支援

- ① 認知症に対する理解の促進
- ② 認知症の本人などからの発信への支援

(2) 医療・介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化

- ① 認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援
- ② 医療従事者の認知症対応力向上
- ③ 介護従事者の認知症対応力向上

(3) 認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

- ① 共によりよく暮らしていくための取り組みの推進
- ② 認知症の人の活躍の場や機会の創出

【方向3】 介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

施策6 効果的な介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえ、高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、サービス基盤の整備を進めます。特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、高齢者人口の中長期的な動向や、地域の実情を踏まえつつ、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの設置状況も考慮し、計画的な整備に努めます。

また、提供されるサービスの質を確保するため、事業所・施設への支援を継続的に行います。さらに、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、避難訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄など、継続してサービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

(1) 介護サービス基盤の整備

本計画期間内の整備量の目標は、次のとおりです。

| | |
|--|--------------------|
| ● 特別養護老人ホーム | 220人分整備(5,612人) |
| ● 介護老人保健施設 | 110人分整備(3,690人)(※) |
| <small>(※)介護医療院も含めた定員数とし、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う利用定員の増加分は含めません。</small> | |
| ● 認知症高齢者グループホーム | 135人分整備(2,294人) |
| ● 特定施設入居者生活介護 | 330人分整備(3,146人) |
| ● 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 12事業所整備(76事業所) |
| <small>注)数値は選定ベースによるものであり、また()内は令和5年度末の目標数です。</small> | |

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

施策7 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の活用など介護人材のすそ野を広げる取り組みや介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援を進めます。

また、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高めるとともに、介護職員の業務負担を軽減し、働きやすい環境づくりを推進します。

(1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進

- ①多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進
- ②若い世代の職業意識の醸成

(2) 継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進

- ①働きやすい環境づくりの支援
- ②キャリアパスの確立の支援

(3) 介護人材の資質の向上

(4) 業務の効率化に向けた取り組みの強化

◆新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた施策の推進◆

第4章に記載の各施策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じながら推進します。

中でも、コロナ禍において重要となる「高齢者の健康維持・介護予防」、「在宅支援サービスや地域における見守りの継続」、「高齢者福祉施設等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続」につきましては、次に掲げる方針により、感染リスクを避けながら、高齢者が心身ともに健康で日常生活を安心して送ることができるよう取り組みを進めます。

【高齢者の健康維持・介護予防】

- ・動画配信などの各種広報媒体を活用して個人で行う健康づくりを支援します。
- ・心身機能の虚弱な方の早期把握や、セルフチェックやセルフケアにつながる情報を、各種広報媒体を活用して周知し、早期の相談支援につなげます。
- ・これまで対面や接触を前提としていた市民利用施設などでの集いや各種教室の実施方法を工夫して行います。

【在宅支援サービスや地域における見守りの継続】

- ・日常生活上の支援が必要になっても、在宅生活を続けるための各種支援サービスについて、業務マニュアルの見直し等により、接触機会を低減しながら、安心して利用できる方法で行います。
- ・地域において、対面によらない手法等も用いた見守りの継続に向けた取り組みを進めます。

【高齢者福祉施設等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続】

- ・高齢者福祉施設等における利用者や従事者の感染を防止するための衛生用品の確保や感染防止対策の周知徹底などを図るとともに、感染者が発生した場合においても、必要なサービスの提供を継続するための支援などを進めます。

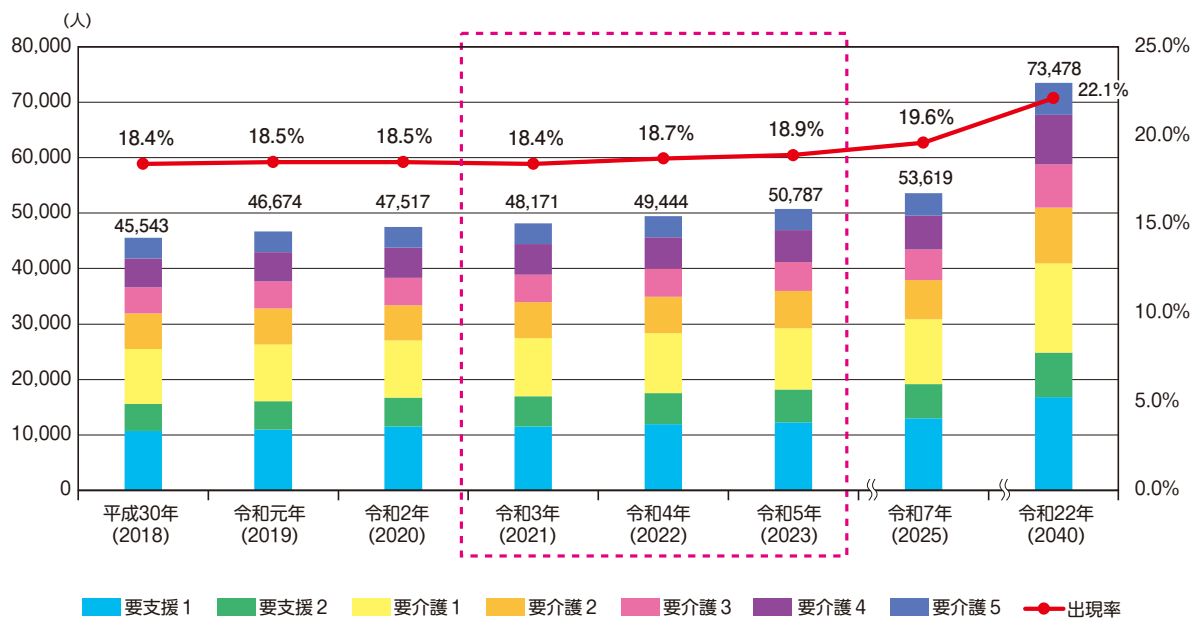
第5章 介護保険対象サービスの見込量

1 要介護等認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、令和2年10月1日現在で47,517人、出現率(第1号被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の割合)は18.5%となっています。

本計画期間においても、要介護・要支援認定者数の9割弱を占める後期高齢者数の増加、認知症高齢者数の増加が考えられ、令和5(2023)年における要介護・要支援認定者数は50,787人、出現率18.9%と見込んでいます。

【本市の要介護・要支援認定者数の推移】



※令和2年までは実績(各年10月1日)、令和3年以降は直近の出現率の伸び率を基に推計

※出現率の推移は第1号被保険者の年齢構成に影響を受けるため、グラフの要介護・要支援認定者数の増減の推移と必ずしも連動しない。

2 主なサービスの種類ごとの見込量

サービスの種類ごとに、第7期計画期間(平成30年度～令和2年度)の給付実績をもとに分析したうえで、計画期間の各年度における要介護・要支援認定者数の推計値等をもとに見込量を推計しています。

基盤整備の状況により見込量が変動するサービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等)については、上記による分析に加え、今後の整備量の目標を踏まえた定員数等を勘案して推計しています。

【主なサービスの種類ごとの見込量】

※令和元年度は実績、3年度以降は推計

| | | 令和元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保険給付(介護サービス・介護予防サービスの合計) | | | | | |
| (1)居宅サービス等 | | | | | |
| 訪問介護(ホームヘルプサービス) | (回/年) | 1,652,248 | 1,842,325 | 1,945,302 | 2,053,385 |
| 訪問看護 | (回/年) | 331,817 | 370,060 | 390,739 | 412,483 |
| 通所介護(デイサービス) | (回/年) | 680,700 | 758,098 | 800,484 | 845,237 |
| 短期入所生活介護 | (日/年) | 440,137 | 451,171 | 461,051 | 471,234 |
| 福祉用具貸与 | (人/月) | 14,776 | 16,471 | 17,392 | 18,361 |
| 住宅改修 | (件/年) | 2,555 | 2,844 | 3,024 | 3,180 |
| 居宅介護支援 | (人/月) | 21,921 | 24,439 | 25,803 | 27,242 |
| (2)地域密着型サービス | | | | | |
| 認知症対応型通所介護 | (回/年) | 61,570 | 62,880 | 64,327 | 65,647 |
| 小規模多機能型居宅介護 | (人/月) | 871 | 941 | 958 | 1,035 |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | (人/月) | 1,921 | 2,043 | 2,078 | 2,132 |
| 地域密着型通所介護 | (回/年) | 289,647 | 311,312 | 328,723 | 346,964 |
| (3)施設サービス | | | | | |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | (人/月) | 3,573 | 3,858 | 4,092 | 4,251 |
| 介護老人保健施設、介護医療院 | (人/月) | 2,870 | 3,039 | 3,039 | 3,132 |
| 地域支援事業(主なサービス) | | | | | |
| 訪問介護型サービス・生活支援訪問型サービス | (回/年) | 251,500 | 263,924 | 273,551 | 283,398 |
| 通所介護型サービス・生活支援通所型サービス | (回/年) | 341,063 | 362,205 | 376,127 | 390,099 |

第6章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階は、基準額(第6段階:割合1.00)に対し、所得の低い層(第1～第5段階:市町村民税本人非課税)で軽減した分を、所得の高い層(第7段階以上:市町村民税本人課税)の負担で賄えるよう設定しています。

第8期の保険料段階については、第7期に引き続き13段階で設定していきます。

2 所得が低い方への対応

(1) 公費による保険料軽減

第1号被保険者のうち第1段階から第4段階の方を対象に、公費(国が1/2、都道府県・市町村が各1/4ずつ負担)を投入した保険料軽減措置を設けています。

(2) 市独自の保険料減免

第1号被保険者のうち第4段階の方で、別世帯の市町村民税課税者の扶養を受けておらず、生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象に、保険料減免措置を設けています。

3 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

(1) サービスの質の確保・向上

- ・介護サービス事業者に対する指導監査、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導、ケアプラン点検等の取り組み
- ・介護保険施設や居宅サービス事業所等の職員を対象とした研修会等によるスキルアップ支援
- ・介護サービス情報公表システムや、地域密着型サービス外部評価情報の利用促進

(2) 保険給付費の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアマネジメント等の適正化
- ・サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

(3) 苦情等への対応

- ・苦情等対応マニュアルに基づく対応
- ・苦情処理に関わる宮城県国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携
- ・介護サービス事業所への介護サービス相談員の派遣

4 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

(1) サービス選択のための情報提供の充実

- ・市ホームページへの事業者リスト等の掲載
- ・介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進
- ・地域包括支援センターや民生委員児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供

(2) 介護保険制度の周知・啓発

- ・パンフレット・ホームページ等の充実
- ・市政出前講座の実施
- ・地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

1 計画期間の費用の見込み

第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり2,564億円と算出しました。この費用は、第7期計画期間(平成30年度～令和2年度)における費用(計画値)2,307億円と比較すると、11.1%の増加となります。

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3～5年度計(第7期計画比*) | | (参考)第7期計画計 | |
|------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 保険給付費 | 居宅サービス等※1 | 34,063,785千円 | 35,722,188千円 | 37,490,482千円 | 107,276,455千円 | +14.6% | 93,590,625千円 |
| | 施設サービス※2 | 23,407,540千円 | 24,197,288千円 | 25,050,276千円 | 72,655,104千円 | +8.6% | 66,921,975千円 |
| | 地域密着型サービス※3 | 14,890,406千円 | 15,431,730千円 | 16,212,434千円 | 46,534,570千円 | +13.7% | 40,941,007千円 |
| | 高額介護サービス等※4 | 4,353,928千円 | 4,149,895千円 | 4,262,774千円 | 12,766,597千円 | +3.7% | 12,314,427千円 |
| | 小 計 | 76,715,659千円 | 79,501,101千円 | 83,015,966千円 | 239,232,726千円 | +11.9% | 213,768,034千円 |
| 地域支援事業費※5 | 5,601,371千円 | 5,706,402千円 | 5,820,345千円 | 17,128,119千円 | +1.0% | 16,958,099千円 | |
| 財政安定化基金拠出金 | — | — | — | — | — | — | |
| 合 計 | 82,317,030千円 | 85,207,503千円 | 88,836,311千円 | 256,360,845千円 | +11.1% | 230,726,133千円 | |

※千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

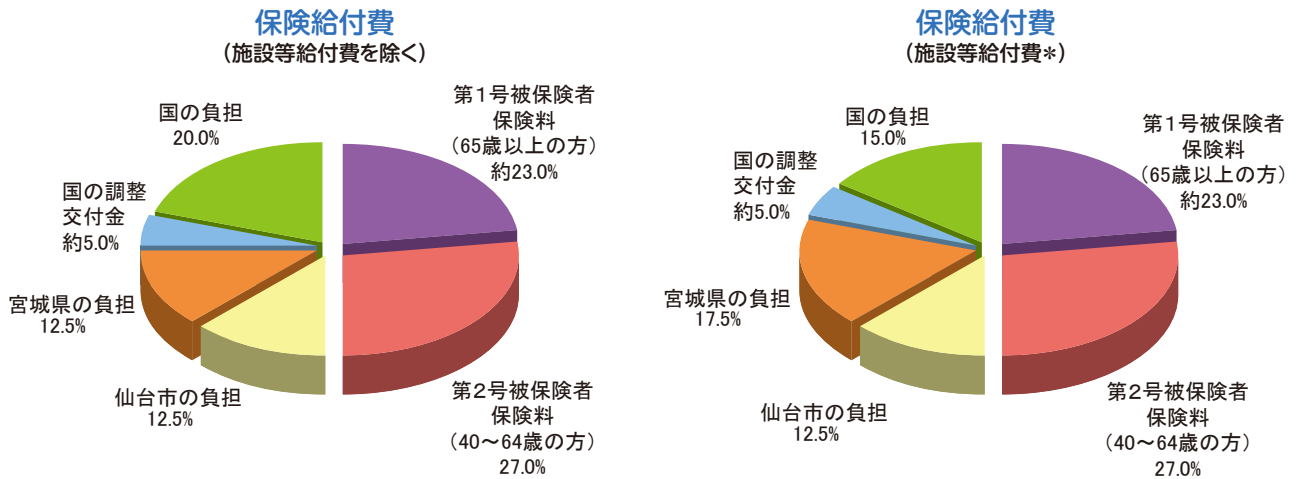
(*)令和3～5年度計と第7期計画計の千円単位での比較である。

- ※1 「居宅サービス等」の費用は、次に掲げる費用の合計額です。
- ・居宅サービス(9種類)(介護予防サービスを含みます)
 - ・(介護予防)特定施設入居者生活介護
 - ・(介護予防)福祉用具貸与
 - ・(介護予防)特定福祉用具購入
 - ・(介護予防)住宅改修
 - ・居宅介護支援(介護予防支援)
- ※2 「施設サービス」の費用は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の合計額です。
- ※3 「地域密着型サービス」の費用は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の合計額です(介護予防サービスを含みます)。
- ※4 「高額介護サービス費等」の費用は、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、宮城県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の合計額です。
- ※5 「地域支援事業」の費用は、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、包括的支援事業、任意事業の合計額です。

2 介護保険の財源構成

① 保険給付費

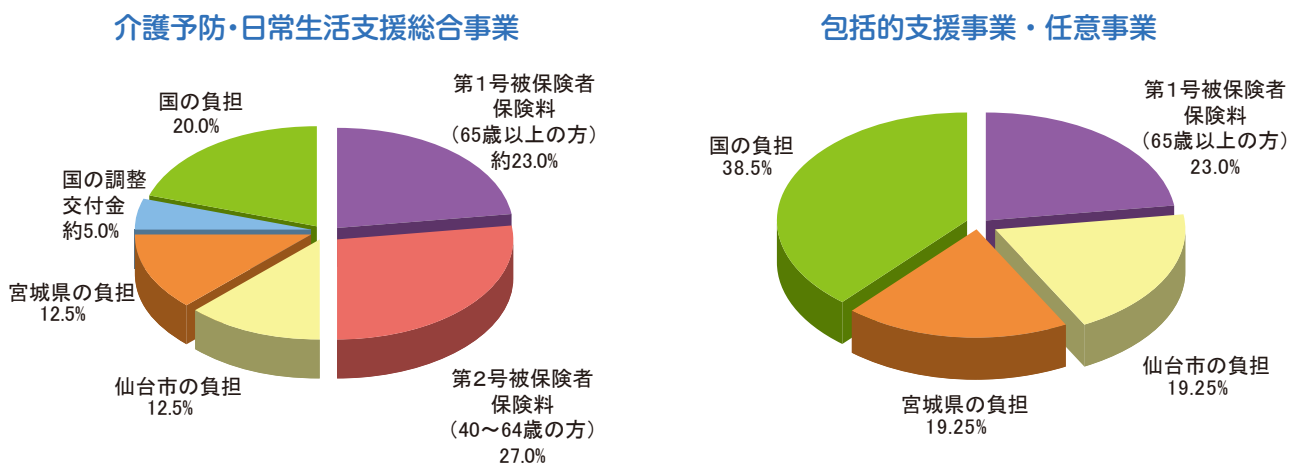
介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。



*介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど)にかかる給付費

② 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



3 計画期間における第1号被保険者の保険料について

(1) 保険給付費等から算出した保険料の基準額

11頁の保険給付費等を基に、令和3年度から令和5年度の介護保険料の基準額(月額換算)を算出すると6,716円となり、第7期計画期間(平成30年度～令和2年度、基準額は5,893円)との比較では、823円、約14.0%の増となります。

保険料増額の主な要因は、次のとおりです。

保険料増額の主な要因

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護・要支援認定者数の増加によるサービス利用者数の増加
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等)などの基盤整備の充実による入所者数の増加
- 介護報酬改定

(2) 介護保険事業財政調整基金の活用

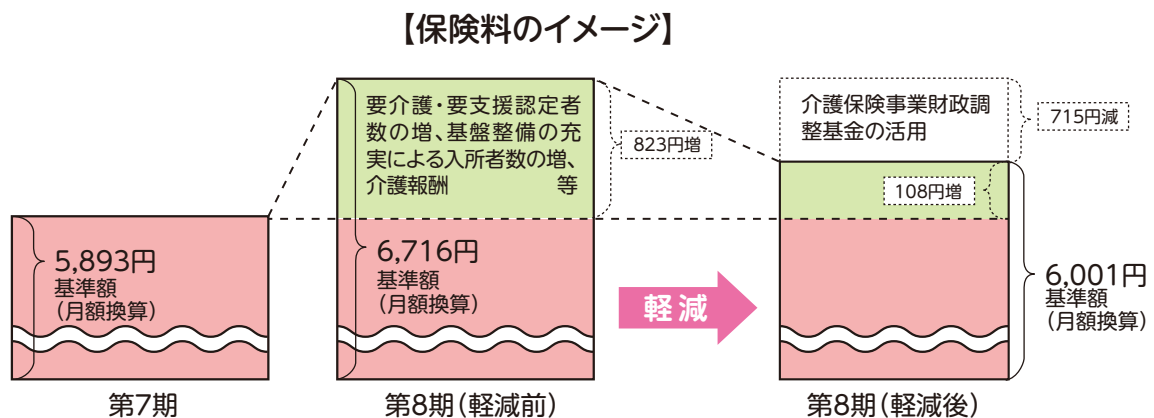
介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が介護保険事業財政調整基金です。

第8期計画期間においては、介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる67億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

(3) 第8期計画期間の保険料の基準額

(2)のとおり介護保険事業財政調整基金を活用することにより、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)の保険料の基準額(月額換算)は、(1)の6,716円から715円減少し、6,001円となります。これにより、第7期計画期間との比較で108円、約1.8%の増加となります。

なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります。(14頁参照)



第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)の第1号被保険者の保険料額

| 区分 | 所得段階 | 対象となる方 | 基準額に対する割合 | 年額保険料(※1) (月額換算) | |
|-------------|------|--|---|---------------------|-----------------------|
| 基準額より軽減される方 | 1 | ・生活保護を受けている方 ・世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 | 0.30 (※2) | 21,600円 (1,800円) | |
| | 2 | 世帯員全員が市町村民税非課税で | 本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 0.30 (※2) | 21,600円 (1,800円) |
| | 3 | | 本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方 | 0.40 (※2) | 28,800円 (2,400円) |
| | 4 | | 本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方 | 0.70 (※2) | 50,400円 (4,200円) |
| | 5 | | 本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 0.85 | 61,200円 (5,100円) |
| 基準額の方 | 6 | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で | 1.00 | 72,000円 (6,000円) | |
| 基準額より増額される方 | 7 | 本人が市町村民税課税で | 本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 1.10 | 79,200円 (6,600円) |
| | 8 | | 本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 1.25 | 90,000円 (7,500円) |
| | 9 | | 本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 1.50 | 108,000円 (9,000円) |
| | 10 | | 本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 1.70 | 122,400円 (10,200円) |
| | 11 | | 本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 1.90 | 136,800円 (11,400円) |
| | 12 | | 本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 2.10 | 151,200円 (12,600円) |
| | 13 | | 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 | 2.30 | 165,600円 (13,800円) |

(※1)仙台市介護保険条例第3条で規定する保険料率の百円未満の端数を切り捨てた額(実際の賦課額)を記載しています。また、「年額保険料÷12月」で算出した額を月額換算として記載しています。(1回の納期で納めていただく保険料額とは異なります。)

(※2)第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。

(第1段階および第2段階:0.50→0.30、第3段階:0.65→0.40、第4段階:0.75→0.70)

- ・「課税年金収入額」とは、税法上の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。
- ・「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。なお、令和3年度から適用される税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の見直し)の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行います。



仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画のあらまし

令和3年3月

発行：仙台市健康福祉局保険高齢部

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167/FAX 022-214-8191

E-mail:fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246/FAX 022-214-4443

E-mail:fuk005170@city.sendai.jp